

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	名鉄バス株式会社
------	----------

参考資料
(表2)

令和7年度

1 補助対象期間における損益の実績(地域間系統)

乗 合 バ ス 事 業						
補助対象期間の 前々年度(基準期 間※)損益状況 R5	営業収益	7,462,894	千円	営業外収益	50,103	千円
	営業費用	8,512,262	千円	営業外費用	7,527	千円
	営業損益	▲ 1,049,368	千円	営業外損益	42,576	千円
	経常収益(イ)		7,512,997		千円	
		経常費用(ロ)		8,519,789		千円
		経常損益		▲ 1,006,792		千円
補助対象期間の 前々年度の実車走 行キロ(ハ)	17,561,589.1	km	経常収支率		88.18 %	
乗 合 バ ス 事 業						
基準期間の前年度 損益状況 R4	営業収益	6,804,017	千円	営業外収益	70,292	千円
	営業費用	8,197,497	千円	営業外費用	7,442	千円
	営業損益	▲ 1,393,480	千円	営業外損益	62,850	千円
	経常収益(イ')		6,874,309		千円	
		経常費用(ロ')		8,204,939		千円
		経常損益		▲ 1,330,630		千円
基準期間の前年度 の実車走行キロ (ハ')	17,189,274.5	km	経常収支率		83.78 %	
乗 合 バ ス 事 業						
基準期間の前々年 度損益状況 R3	営業収益	6,277,169	千円	営業外収益	147,315	千円
	営業費用	8,459,107	千円	営業外費用	6,806	千円
	営業損益	▲ 2,181,938	千円	営業外損益	140,509	千円
	経常収益(イ'')		6,424,484		千円	
		経常費用(ロ'')		8,465,913		千円
		経常損益		▲ 2,041,429		千円
基準期間の前々年 度の実車走行キロ (ハ'')	17,410,333.3	km	経常収支率		75.89 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用(基 準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用(基 準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用(基 準期間) ロ÷ハ=c
東 海	486.25 486円.25銭	477.32 477円.32銭	485.13 485円.13銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2 キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり補助対象経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
東 海	482.90 482円.90銭	407.92 407円.92銭	407.92 407円.92銭	74円.98銭	427.80 427円.80銭

3 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた 補助対象期間	補助金交付要綱別表2 (注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
東 海	令和5年9月13日	基準期間の5年度	3 / 3	20.76%

3 補助系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特別 措置	運行系統名	運行系統			計画運 行回数 (回/日)	計画運 行回数 (回/日)	計画平 均乗車 密度 (人/車)	計画輸 送量 (人/車)	系統キロ程 (km)	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施す る区域におけ るキロ程との比 率	補助ブロック外乗 入部分のキロ程	同一補助ブロッ ク外乗入部分の キロ程	他路線との結合部 分に係るキロ程	他路線との 結合率	補助ブロック外乗入 部分、同一補助ブ ロック外乗入部分 及び他路線との結合 部分以外のキロ程の 二
				起点	主 な 経由地	終点												
東海	第1号		ミニバス (2コース)	知立駅	三河八橋駅	知立駅	362 日	3249.0 (8.9)回	2.0 人	17.8 人	概 15.6 km (平均) 15.6 km	往 0.0 km 復 0.0 km	0.0 km		往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
"	第2号		ミニバス (3コース)	知立駅	東刈谷駅	知立駅	362 日	3898.0 (10.6)回	5.7 人	60.4 人	概 13.4 km (平均) 13.4 km	往 0.0 km 復 0.0 km	0.0 km		往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
"	第3号		ミニバス (4コース)	知立駅	野田新町駅 北口	知立駅	362 日	3608.0 (9.8)回	2.1 人	20.5 人	概 15.1 km (平均) 15.1 km	往 0.0 km 復 0.0 km	0.0 km		往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
合計			3系統								44.1 km		0.0 km			往 復	#	

補助対象システムのキロ当たり経常収益														補助対象システムの 経常収益の 見込額			補助対象経常 費用 から経常収益を 控除した額		補助対象経費 の限度額		タ又はのう ちいずれか 少ない方の額		
補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	特例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック外乗入部 分以外のキロ程の 比率	計画乗車 走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合		3カ年平均	基準期間の前々年度 (R3)			基準期間の前年度 (R4)			基準期間 (R5)								
						ノとゾのいずれ か少ない額 ノ	補助金交付 要綱別表2(注) 4. の適用 後のキロ 当たり 経常収益 ゾーh=ノ (d+e+f)/3=ノ		経常収益	実乗走行 キロ	補助対象 系統の実 乗走行キ ロ当たり 経常 収益	経常収益	実乗走行 キロ	補助対象 系統の 実乗走 行キロ 当たり 経常 収益	経常収益	実乗走 行 キロ	補助対象 系統の 実乗走 行キ ロ当 たり 経常 収益						
			(チ)×(ハズ)÷チ×ゾ	ワ	ヘ×ワ以下の額、カ				ヤ	マ	ヤ÷マ×d	ヤ	マ	ヤ÷マ×e	ヤ	マ	ヤ÷マ×f	ノ×ワ以上の額、ヨ	カーヨ=タ	カ×ヨ/20=レ	ソ		
東海	第1号			50,283.9km	20,511,808円	58.35円	9.60円	9.60円	58.35円	67.95円	4,765,203	50,612.8	94.15	2,710,482	50,343.2	53.84	2,825,338	50,565.9	55.87	2,934,066円	17,577,742円	9,230,313円	9,230,313円
"	第2号			52,245.2km	21,311,861円	91.61円	20.79円	20.79円	91.61円	112.40円	5,781,978	53,281.2	108.51	5,627,528	52,233.2	107.73	6,319,710	52,245.2	120.96	4,786,183円	16,525,678円	9,590,337円	9,590,337円
"	第3号			54,132.8km	22,081,851円	57.87円	9.38円	9.38円	57.87円	67.25円	5,205,546	54,135.2	96.15	2,712,573	53,132.0	51.05	2,954,501	54,140.0	54.57	3,132,666円	18,949,185円	9,936,832円	9,936,832円
合計				156,661.9km	63,905,520円						15,752,727	158,029.2		11,050,583	155,708.4		12,089,549	156,951.1		10,852,915円	53,052,605円	28,757,482円	28,757,482円

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	特例 措 置	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一 補助ブロック外乗 入部分及び他路線 との競合部分以外 に係わるもの	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック外乗入 部分以外に係 わるもの	計画平均乗車密 度 が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額を 控除した額	ウの負担者とその負担割合								補助対象系統の キロ当たり経常収 益	
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			「その他の 者」の具 体的 概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
			ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヅ＝ヅ	ツ×みなし運行回数/ ①計画運行回数＝ネ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ＝ヨ＝ム	ム＝ラ＝ウ										ト
〃	第1号		9,230,313円	9,230,313円	3,111,341円	3,111千円	1,555.5千円	21,348,029円	19,792,529円		0.0%	19,792,529円	100.0%		0.0%		0.0%		#REF!
〃	第2号		9,590,337円	9,590,337円	9,590,337円	9,590千円	4,795.0千円	20,443,024円	15,648,024円		0.0%	15,648,024円	100.0%		0.0%		0.0%		120円.96銭
〃	第3号		9,936,832円	9,936,832円	4,055,849円	4,055千円	2,027.5千円	23,008,063円	20,980,563円		0.0%	20,980,563円	100.0%		0.0%		0.0%		54円.57銭
合計			28,757,482円	28,757,482円	16,757,527円	16,756千円	8,378.0千円	64,799,116円	56,421,116円	円	0.0%	56,421,116円	100.0%	円	0.0%	円	0.0%		

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自資第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 補助ブロック名の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によるところ。
- 認可を受けた補助対象期間の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「前年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合の欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年第1位(第2位以下切り捨て)にて記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率が小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2.5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「リ」に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が90%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること
- 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象システムのキロ当たり経常収益」の「乗車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ク)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額にさらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
- 補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益の欄の(リ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載し、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し